

「1人飲み」交際費の支出と 重加算税の賦課要件

東京高裁令和3年1月28日判決（令和2年（行コ）第139号他）

東京地裁令和2年3月26日判決（平成30年（行ウ）第112号、第119号、第120号）

筑波大学名誉教授・弁護士 品川芳宣

一、事実

(1) X₁（原告）は、パチンコ店を経営する株式会社であり、X₂（同）は、労働者派遣事業を目的とする株式会社であり、X₃（同）は、飲食店を経営する特例有限会社（上記3社を以下「Xら」という。）であるが、いずれも、甲を代表取締役又は実質経営者とし、甲の妻乙を取締役等とし、資本金1億円以下である。Xらは、甲が複数の接待飲食店（以下「本件各クラブ」という。）を利用した際の代金をXらの業務のための交際費として支出し、①法人税の所得金額の計算上損金の額に算入し、②消費税の仕入消費税額として計算して、それぞれ確定申告（以下「本件各当初申告」という。）をした。その後受けた税務調査（以下「本件税務調査」という。）において、上記交際費には甲の個人的な飲食代金を含まれている旨の指摘を受けたので、Xらは、当該指摘に係る支出相当額（以下「本件各支出額」という。）を損金算入せず、甲への貸付金とする旨の法人税等及び消費税等の修正申告をした（以下「本件各修正申告」という。）。

これに対し、I税務署長は、本件各支出額について、Xらが取引先等を接待した事実がないにもかかわらず、これを交際費として総勘定元帳に記載したことなどが、国税通則法（以下「通則法」という。）68条1項の「事実を隠ぺいし、又は仮装し」に当たるとして、重加算税の各賦課決定

（以下「本件各賦課決定」という。）をした。Xらは、これを不服として、本件各賦課決定の取消しを求め、かつ、本件税務調査における質問検査権の行使に国家賠償法1条1項の適用がある旨主張し、国（被告）に対し、本訴を提起した（以下国家賠償の問題は省略する。）。

(2) 本件各支出額のXらの各社ごと及び各期ごとの内訳は、次のとおりである。

X₁（パチンコ業）

平成23年10月期	4,543,370円
〳 24年10月期	4,570,750円
〳 25年10月期	4,053,030円
〳 26年10月期	7,975,400円
〳 27年10月期	11,710,010円

X₂（労働者派遣事業）

平成23年6月期	4,763,300円
〳 24年6月期	6,176,750円
〳 25年6月期	4,230,670円
〳 26年6月期	3,928,740円
〳 27年6月期	2,892,730円

X₃（飲食店業）

平成23年5月期	1,540,800円
〳 24年5月期	1,496,100円
〳 25年5月期	179,220円
〳 26年5月期	4,240,700円
〳 27年5月期	3,770,480円

二、争点及び当事者の主張

1 争点

- (1) 本件各賦課決定の課税要件充足性
- (2) 本件各賦課決定の手続上の違法性